



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
1月28日
第278号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告示	保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課).....	1
○ 公告	大規模小売店舗の新設の届出の公告(中小企業支援課).....	1
	大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課).....	2
	都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(都市計画課).....	3
○ 県税事務所公告	軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(南部).....	3

告示

滋賀県告示第32号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和4年1月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、東近江市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
東近江市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、東近江市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和4年1月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)ラ・ムー長浜店 長浜市祇園町字ハタチ337番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 大黒天物産

株式会社 岡山県倉敷市堀南704番地の5 代表取締役 大賀昭司

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南704番地の5 代表取締役 大賀昭司

4 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年9月12日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,711平方メートル

6 駐車場の収容台数 59台

7 駐輪場の収容台数 49台

8 荷さばき施設の面積 112平方メートル

9 廃棄物等の保管施設の容量

(1) 廃棄物保管施設の計画 3.1立方メートル

(2) リサイクル品保管施設の計画 11.9立方メートル

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 24時間

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間

12 駐車場の自動車の出入口の数 2か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで

14 届出年月日 令和4年1月11日

15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地

(2) 縦覧期間 令和4年1月28日から令和4年5月30日まで

16 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和4年5月30日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年1月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ルビットパーク南草津 南草津プリムタウン土地区画整理事業地内61街区
1-1番

2 意見の概要 草津市からの意見

(1) 店舗設置に伴い、周辺道路の利用者が増加することで、交通渋滞の発生や生活道路における交通量の増加が懸念され、事前の交通量予測を上回ることも予想されます。つきましては、周辺道路において、別途交通量調査を実施することも検討した上で、誘導方法等の対策について十分に計画をしていただき、スムーズな交通流動を確保することで、交通渋滞が生じないようにしてください。また、造成・建設工事における工事用車両につきましては、近隣道路の交通等に十分配慮してください。

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)および草津市特定開発行為等に関する指導要綱(平成24年草津市告示第219号)に基づき適切に処理し、近隣に対し十分な説明を行ってください。

(3) 当該地は南草津プリムタウン地区地区計画区域内であり、区域の整備・開発および保全の方針に配慮されたい。

(4) 当該開発については、令和3年4月28日付草都発第1039号で「景観法第16条第1項に基づく届出書の受理通知について(通知)」に基づき実施してください。

(5) 屋外広告物を掲出する場合は、草津市屋外広告物条例(平成24年草津市条例第16号)に基づき草津市都市計画課に許可申請をしてください(第3種許可地域)。なお、工事現場を覆う防音シート等に記載されたイラスト、社名等も広告物に該当するため、上記と同様に許可申請をしてください。

(6) 工事期間中に発生する廃棄物は、適正に処理してください。

(7) 事業所から排出される廃棄物については、減量に努めるとともに、可能な限り分別し再資源化を図ってください。

- (8) 草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例(平成8年草津市条例第15号)第6条および第21条で定める環境美化の推進に努めてください。
- (9) 事業所から排出される廃棄物の保管場所および処理施設については、廃棄物が飛散し、排出し、もしくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう必要な処置を講じ、排出量、処理日数、保管、処理方法に応じた十分な面積および施設を確保してください。
- (10) 事業所から排出される事業系一般廃棄物については、自己処理するか、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則(平成8年草津市施行規則第27条)第4条に定める「受入基準」に従って、草津市立クリーンセンターへ自己搬入または、市許可業者に委託し処理してください。
- (11) 事業所から排出される廃棄物について、一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業を行えるスペースを設けてください。
- (12) 事業所から産業廃棄物が排出される場合は、必要に応じて滋賀県へ指示を仰ぎ適正に処理してください。
- (13) 排出される廃棄物については、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第20条で定める適正包装の推進に努めてください。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 令和4年1月28日から令和4年2月28日まで

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

栗東市が令和4年1月28日に変更した大津湖南都市計画用途地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年1月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14番75号

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和4年1月28日

滋賀県南部県税事務所長 松 宮 正 智

業 種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9729809号	令和6.3.31	野洲市妙光寺138 川端正弘	令和4.1.18

